

平成 20 年度
国営事業等再評価第三者委員会
(第 3 回)
関東農政局

平成 20 年 7 月 7 日

農林水産省

平成20年度関東農政局国営土地改良事業等再評価第三者委員会（第3回）議事録

－ 国営かんがい排水事業〔北総中央地区・両総地区〕

1. 日 時

平成20年7月7日（月） 13:30～15:30

2. 場 所

さいたま新都心合同庁舎2号館5階 記者会見室

3. 出席者

当日配付資料参照

4. 議 事

(1) 挨拶〔廣瀬整備部長〕

(2) 議事

①第三者委員会の答申に向けた討議

②その他

5. 第三者委員会議事内容

事務局： 始まる前に申し訳ありません。私、7月2日付けの人事異動で参りました橋田でございます。今後この事務局を担当することになります。よろしく願いいたします。また、本日付で両総事業所の市野所長が退職となりまして、本日は代理で、大野次長が出席しています。

大野次長： 大野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、ただ今から、平成20年度国営事業再評価第3回第三者委員会を開催いたします。開会に当たりまして、関東農政局国営事業管理委員会委員長である廣瀬整備部長から挨拶いたします。

整備部長： 委員の皆様方、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

5月の下旬に北総中央と両総の両地区の現地調査を行っていただきました。そのときにもある程度議論をしていただいたわけですが、今回はいよいよ答申（案）の最終的な取りまとめの意味で、資料を中心にご議論をお願いする運びとなっております。

前回のいろいろなご指摘を踏まえ、資料を若干修正しております。それに基づきまして説明をいたします。ご忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

事務局： それでは議事に移ります。議事の進行につきましては、佐藤委員長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

佐藤委員長： それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。前回の委員会の際、委員の方からいくつか意見等を受けております。この意見等を踏まえまして、再評価（案）を修正してもらいました。

今日はその説明をいただいて、そしてそれに対して、最終的な答申に向けた議論をしていただくということになります。それを北総中央地区と両総地区の2地区についてやります。2地区ございますので、時間を区切って進行したいと思います。それでは、最初に北総中央地区につきまして、北総中央農業水利事業所の稲森所長より説明をお願いします。

北総中央： 説明の前に資料の確認をしたいと思います。お手元にある「北総中央地区」と記載されている資料のクリップを外していただきますと、「再評価（案）」、「再評価説明資料」、「費用対効果分析の結果」、「再評価説明参考資料」、「関係団体の徴取意見一覧」、「プレスリリースの前回委員会の議事概要及び議事録」の6つの資料がございますのでご確認下さい。

それでは、説明をいたします。今日の説明は、第一回の第三者委員会で頂いたご意見の主な対応部分につきまして、表形式になっております「再評価（案）」と「説明資料」を用いまして説明します。

北総中央地区について説明

佐藤委員長： どうもありがとうございました。現在1時55分ですが、時間の制約がありますので、北総中央地区につきましては、2時15分を目安に討議したいと思います。

今、全体の説明をいただきましたので、それにつきまして委員から意見を頂きたいと思っております。どんな事からでも結構ですので、委員の皆様何かございましたらお願いします。

今日の議論は最終的に「第三者委員会の意見」という形で取りまとめることとなりますので、「事業実施の意義・必要性」、「事業実施のあり方」といった視点から、現時点におきまして、本事業が現在のような進め方で適切かどうかについてのご意見をもらえれば幸いです。また、今説明いただいた内容についての質問でも結構ですので委員の皆様何かございましたらお願いします。

藤原委員： では、1つ伺っていいですか。幹線用水路に関しては、私は問題を感じていませんが、前回から気になっていたのは、この配水槽から先のところですか。今の地元では、最初の頃

と情勢が変わっているのかなど。末端用水路の整備に対するニーズがどのくらい高いまま維持されているのか、或いは弱くなっているのかということです。

今回、図にさせていただいて、地域用水が入っている所と入っていない所が分かりました。

その入っている所と入っていない所の差といいたいまいしょうか、こうなったらみんな国営で末端用水路を整備できないでしょうか。と申しますのは、地域用水はみんな欲しいんだけど、お金がなかったりしていますよね。地域用水機能を認めるか認めないかの判断の基準は何かということと、地域用水機能を加えて全地域に供給することはできないのでしょうか。

佐藤委員長： 全部認めたらどうなんでしょう、それができないんですかという話ですね。

北総中央： 地域用水機能増進型という事業制度に変更したわけですが、これまでも地域用水として利用してきている実績のある区間を取り込んでおります。ですから、これまでの実績が無く新規に地域用水機能を付与しようというところには、本事業制度を適用しないというふうに線引きをいたしました。

藤原委員： それはそうでしょうね。その部分は防災等の他の分野の課題で、そっちで考えればいいことですものね。

北総中央： 地域用水機能を認めているところは、これまでも農業用水を地域用水、防火用水として使っていたという実績があるので、それも併せて安定供給していこうとするものです。新しくやろうとすると、農業用水以外に水を分離することになりますので、それはできないと思います。

佐藤委員長： 他にいかがですか。

川口委員： 非常に分かりやすくなったと思います。

今後どうしたらいいのかというところも、より具体的になって分かりやすくなってきているのではないかと思います。それから、本事業についても、その必要性みたいなものが非常に分かりやすい表現になってきたと感じています。

あと質問ですが、今回初めて出ました各関係団体の意向という資料の中で、一番受益の面積の多い八街市と富里市についてです。決まり文句なのかもしれませんが、「受益者の意向を踏まえ、柔軟な対応が図られるようお願いするものであります」というのが非常に強く印象に残りますが、この背景というのはどういうところであってこういう文言として表れてくるのでしょうか。枕詞のように書いてありますが、「意向を踏まえ」と書かれると私は逆に「それは、市さん、あなたがやることじゃないですか」と思ったりもします。そういう場合の役割分担とか、この言葉が入ってくる背景みたいなものは、どの辺りにあるのかなと疑問に思いました。

北総中央： 国営事業で施設を造るにしても、事業計画で位置付けられているからここに造りますと決め込んで着手するのではなくて、こういうものを造り、こういう形で配水できるようにしますが、それでよろしいですねと、皆さんの最終意向を確認して施設を造るという意味でございます。

本地区の計画変更では、皆さんが現在の計画に同意しているわけですが、やはり事業の着手から年数が経っており、計画変更以降の農業を取り巻く環境の変化も考えて、農業地帯とはいえ高齢化や担い手不足という話もありますので、実際に施設を造るには農家の意向を確認して欲しいという声が地元から出ておりました。それを踏まえて、市も当然、物を造る前には一度受益農家に確認をして下さいねということをあえて言っているところで

川口委員： それはやはり市ではなくて、国がやることなんですか。

北総中央： 国営事業の施設を設置するので「国営」で行います。国が物を造るときには用地交渉や工事着手前に集落に話しに入りますので、そういう場を使って確認してほしいと、そういう意向で言われております。ただ、市がやらなくていいのかというと、そこは申し上げようがありません。

川口委員： これから何が大事になっていくかが分かりやすくなったというさっきの話の中で、関連事業である畑地帯総合整備事業17地区が残っていて、その部分が非常に大きいなという感想を持ちました。自治体で行う関連事業の推進があつて初めて全体としての事業の効果

というのが現れるのではないかと感じています。そうなると、実際の農家意向の把握と効果を本当に出すための部分としてやるべきことは市の役割が大きいと感じますが、何か、国に依存しているように感じ、気になりました。

北総中央： 今のところをちょっと補足します。受益農家の意向はその時その時でいろいろ変動しますので、現在の計画に入っている受益地は変わりうるものですが、ぴん止めしないと施設計画が立たないので、それで変更計画をぴん止めしております。

ただ、例えばすぐ近くで水を使っている農業を見て、こんなことならうちも入りたかったと意向が変わることがあるかもしれませんし、自分をもっと農業をやっていこうと思ったのが、たまたま怪我をしてできなくなったというようなこともあるかもしれません。そういったことを地域の動きなども踏まえた上で、地域住民の皆さんや受益者と合意した格好で施設を造っていきましょうという意味合いも含まれていると思います。

北田委員： この間、私が、2つの市を取り上げたら、もう少し、畑総の役割が明確になるのではないかというようなことを申し上げたところ、かなり詳しくデータを拾っていただいて、大分、分かりやすくなっています。「作物選択の自由度の向上」を1枚紙の中の「作物生産効果」に追加したとの説明がありましたが、それに伴い「年総効果額」の数値が変わってきているのでしょうか、それとも基本的には表現の問題なのでしょうか。そこら辺はどうですか。前と比較すればいいんでしょうけれども。その辺の具体的な数値は、基本的には同じですか。

北総中央： 前回から、作物選択の自由度も入った形で算定されてきました。ただ、表現が「作物生産量の増加」という言葉だけであったので、表現振りを少し変えました。

佐藤委員長： 「作物選択の自由度が高まった」ということについての具体的なデータが何かありますか。

北総中央： 営農計画は変更計画の中で変更されておりますが、現況に比べれば選択できる作物の自由度が高まって、新たに入ってくる作物も含めて掲載しているところです。参考資料の13ページを見て下さい。ここに現況と計画の作物別作付面積が整理してあります。作物別

の作付面積が変わる計画としております。このように作付される作物が変わっていくだろうということです。

佐藤委員長：現計画は現況ですか。13ページの。

北総中央： 変更計画の現況は現計画という欄に記載されています。

北田委員： この現況と計画の差が効果としてカウントされていくということですね。

北総中央： はい。

向後委員： 具体的には何ヘクタールくらいですか。ちょっと見にくくてよく分からなかったんですけども、一つ一つよく見ていけば分かるのかもしれませんが。

事業計画課長補佐：例えば、畑ではさといもが112ヘクタールぐらい増加する計画としております。

佐藤委員長：少なくともそういうものが、より収益性が高いものとして、お金になるものとして存在していて、それが畑地かんがいを導入することによって栽培できるだろうということですね。

事業計画課長補佐：そのような作物の作付面積が増やせるような営農が可能となります。

佐藤委員長：その一つがさといも。

事業計画課長補佐：そうです。その他の大きいところでは、現地調査のときにも農家の方からお話がありましたけれども、普通畑ではほうれんそうなどがあります。

佐藤委員長：何かが増えるということは、何かが減るということなので、何かが減らされて、何々になったというふう一言で説明できると非常に……。何種類かあるから、一言というわけにいかないかもしれませんが。

ちょっと時間がないので、今はここで具体的にすべて見るわけにはいきませんが、そのところに一応入っているということですね。

向後委員： 私も皆さんと同じように、この前お聞きしたときからは、大分よくまとめられて分かりやすかったと思っています。

私も作物選択の自由度ということに結構こだわったんですけれども、そういう表現を入れていただけたということで、作物の自由度というのは畑かんをやると出てくるのではないかなと、やはりそれが一番大きな効果じゃないかなと思っていますから、そういうのを見直していただいたと。

ただ、表に出て行くのは多分この紙1枚なんでしょうけれども、バックデータのまとめ方を工夫されたらいいなと思います。ただ文章で書かれていて、グラフを見て一目瞭然かという、そうじゃない部分もあるので、その辺はもう少し工夫したらどうでしょうか。

このバックデータの部分を後で見たときに分かりやすいような形にするというのは非常に重要なことだと思います。

例えば、先ほど所長からご説明がありました何%、何%というものと図の関係があまりよく分からないので、グラフとしてそういうのも挙げておいていただけると有り難いと思います。

それから、こういう施設を造ったことや改修したことによって、防災面というか、耐震性というか、そういうものも上がるんじゃないか、そういうのもちょっと効果の中に入れてはどうでしょうかという話をしたと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

北総中央： 北総中央の場合は、新規にかんがい施設を造っていきます。両総の方は更新施設が結構あります。

向後委員： 北総中央では改修はあまりないということですか。

北総中央： そうですね。北総中央で改修するとすれば、地域用水機能を持っているところの既設のほ場内配管を関連事業で更新することが該当します。本地区は、基本的には新規の事業です。

向後委員： それから、費用対効果のバックデータみたいなものは何か資料として当然あるわけですね。ここには付けてないんですか。それは結構ですけど、後で分かるような形にしておいた方がいいなと思います。全体はこの前より随分良くなったなと思っています。

斉藤委員： 私も全体が良くなって、あとは今後に向けても生態系のことは前回もお話ししましたけど、それは今回のというよりは次回に向けてデータをとっていただくということですので、これでいいと思います。

佐藤委員長： どうもありがとうございました。

最終的に私たちの方で第三者委員会の意見をまとめるということになりますが、この社会経済情勢の変化というところで、この対象地区で非常にはっきりと専業農家化が進んでいるというようなことが示されているわけですが、これと、この事業との関係をどこかで記述できないかなど。

つまり、こういう状況に進んでいるのはこの事業の結果ではないわけですね。この事業というのはいよいよ収益性の高い安定的な農業を実現していくということですね。そういう方向に地域全体として動いているのであって、この事業はそういうものを下支えする基盤条件を用意するものである。そういう意味でこの事業は効果があるんですという位置付けに最終的に結びつけていけば、この事業の評価という点が明確になるのかなと思います。

一応時間が来ましたので、これで北総中央については終わらせていただきまして、また意見がありましたら後ほど事務局の方に申し出るということにさせていただき、先に進めさせていただきます。

それでは、次の両総地区に入りたいと思います。前回の委員会の際、委員の方からいくつか意見等が出されております。この意見等を踏まえまして、再評価（案）の説明をしていただきたいと思います。それでは、両総地区について、両総農業水利事業所の徳若課長より説明をお願いします。

両総事業所：両総農業水利事業所の徳若でございます。どうぞよろしく申し上げます。

説明の前に資料の確認をしたいと思います。お手元にある「両総地区」と記載されている資料のクリップを外していただきますと「再評価（案）」、「再評価説明資料」、「費用対効果分析の結果」、「再評価説明参考資料」、「関係団体の徴取意見一覧」、「プレスリリースの前回委員会の議事概要及び議事録」の6つの資料がございますのでご確認下さい。説明

につきましては、「再評価（案）」をメインに、適宜「再評価説明資料」を用いまして説明いたしますので、その2つをご用意いただければと思います。

両総事業所：両総地区について説明

佐藤委員長：どうも有り難うございました。両総地区につきましては、2時50分頃を目安に討議したいと思います。それでは、両総地区について、先ほどと同じような形で議論をさせていただきたいと思います。どなたからでも結構です。

評価項目の事業の進捗状況のところの説明が大分良くなったと思いますが、細かいことで気になるところがあります。例えば、なぜ地下水止めをしなければいけないかという理由の説明など、その辺りについて少し後で意見を述べさせていただきます。

向後委員：説明資料に前回の指摘箇所を入れられたということですが、再評価（案）の方にももう少し評価として入れていけるものがあつたら、積極的に入れていった方が僕はいいんじゃないかなと思います。確かに説明資料に書かれたということですが、

例えばパイプライン化して、その後、上をゲートボール場とか何かいろいろなことに使ったりしていますよね。そのような効果は説明資料に書いているかもしれませんが、もう少し再評価（案）の文章の中に入れて方が良いと思います。それから、先ほど耐震性の話も説明資料に入れたということですが、もう少し再評価（案）の中で何か評価していった方がいいんじゃないかなと思いましたが、いかがでしょうか。なかなか難しいですか。

整備部長：「効果がある」とこちらが言うのは、この再評価（案）の表の中ではなかなか難しい表現ですね。その根拠なり何なりという話になると難しい。「あると考えられる」ぐらいの話ならいいかもしれませんが、なかなかしんどいところではあります。

向後委員：評価にしても、例えば全体で見るとなかなか分かりにくいということで、北総中央の方でも北田先生が指摘されて地区に絞ったとかということをおっしゃっていましたが、確かに北総中央でも何か末端の方で特に顕著に効果が現れるということがあったのではないかなという気がしていますが、そういうのを入れていくということはやはり難しいですか。全体として評価するのは難しいのかもしれませんが、もう少しそういうことを考えられたらいいのかなと私は思います。

佐藤委員長：再評価説明資料20ページのところの表現についてですが、費用対効果分析というのは、

一般的に別に金銭に限ったことではないので、「費用対効果分析では含まれていない効果」というのは、おかしいと私はと思いますが、北田先生、どうですか。費用対効果分析というと、金銭、もうお金のレベルになってしまうんですか。

北田委員： 多分これは金銭的に評価し得るようなものをここでカウントしているのではありませんか。そういう金銭的评价が難しいような項目もこれから効果としては拾っていこうというのが新しい別の評価の考え方だと思いますが、今まではやはり客観的なデータに基づく評価というのが基本だったと思うので、そういう恣意的なところはなかなか、確かにそうかなというところですが、データでうまく拾えないものは非常に難しいのかなという気がします。

佐藤委員長： そうですね。ただ、ですから表現として我々が気を付けなければいけないのは、費用対効果分析といったときには非常に一般的な話なのであって、それは金銭でカウントできるものだけをここにカウントするというのではないんですね。そのところの表現……

北田委員： 算定の基準には入っていないなという……

佐藤委員長：「金銭的な評価には含まれていないが」とか、何かそんな表現の方が良いと思います。

北田委員： そうですね、本来こういう大事な機能ですからね、もちろんこれを強調しなければならないというところがありますけれども、なかなか法人化の効果などさまざまな要素が入っていますからね。

向後委員： 小学校の通学路に使っていると、小学校じゃなかったか……、高校だったっけ。

両総事業所： そういったことも検討していくということです。

佐藤委員長： 最終的に我々の方の評価にも関わってくると思いますけれども、そういうことを大いに検討配慮しながら事業を進めていった方がいいでしょうというような、多分そんなことは我々の方から提言できるのだと思います。

川口委員： 質問ですけれども、前回もちょっとお話ししたんですが、維持管理というものの捉え方で、前回、開渠だと農村の高齢化等で維持管理が非常に困難な状況の中にあって、パイプライン化することによって、維持管理費の低減が図られるというお話がありました。

ただ、施設が変わって、やるべき維持管理の内容が変わるにしても、物を造る限りは必ず維持管理というのは出てくるはずなんですね。良好な状態でその施設がずっと持続的にきちんと機能するためには、適切な維持管理というのは不可欠であろうと。

それはみんな当たり前のように分かっているんですが、関係団体の方の意見を見せていただくと、北総中央のときと違うのは、非常に維持管理費用の縮減とか、そういったところの指摘が共通してあるということです。その関係で「関係団体の意向」に「コスト縮減と維持管理費の低減に資する施設の整備」ということが書いてありますが、これは今整備されつつある物のメンテナンス費用に対して（その課題認識に対して）言われているのでしょうか。それとも、説明のときに言われたように、高齢化でいろいろなメンテナンスが大変だから、これからそのために改善するという内容を言われているのでしょうか。後者の場合、「維持管理の手間と費用」という表現では、すごく分かりにくいですね。

「維持管理費の低減」というのが何を指しているのか分かりにくいです。地元の関係団体が言っているのは、非常に立派な施設を造ったんだけど、それに対しての持続的なランニングコストに対する懸念なのか、それとも、今までよりは良くなるんだから、更に進めることでそういった手間を減らしていきたいということなのか、私としては理解ができませんでした。

根本に、あれだけの施設の投資をするからには、その施設に対しての維持管理費はどうしても増えてくるだろうという意識もちょっとあったものですから、「関係団体の意向」の「関係団体の意向における維持管理」というものの視点と「評価項目のまとめ」における維持管理の中身は本当にきちっと一致しているのかが気になるところです。

両総事業所： そうですね、まず、その維持管理については、従来のように開水路主体ですと、水路の見回りですとか、或いは除草、草刈りをしなければいけません。それから、現地調査のときにも説明申し上げましたけれども、開水路のときには水路への転落事故が発生していて、安全対策上もそういったパイプライン化をして欲しいといった要望があって、今回、基本的に全線パイプライン化で進めております。そういったことでは、維持管理の低減に繋が

るのではないかと思います。

開水路時代から、第1揚水機場、第2揚水機場はあって、大きな機場で利根川の水をポンプアップしていることには変わりはありません。

関係団体の意見については、さらに細かいところで今後、維持管理費の低減に向けて、少しでも安くなるように工夫して、こういう施設をこう整備して欲しいといった意見だと捉えておきまして、それは意見を踏まえつつ、そういった形でやっていきたいと考えているところです。

佐藤委員長：1つは、今ご質問の内容につきましては、開水路の水管理というのは大変労力が掛かって、町村が大変だから、それをパイプライン化することによって手間が省けたと。それが主にここで言っている維持管理の費用低減という側面ですね。川口委員が言われるように、しかし、あれだけポンプを造って水を上げるようにしているから、一方で金が掛かるといのも心配の種ではあろうかと。ただ、そのことについてはあまり今まで議論をされていなかったということですね。

整備部長：維持管理は減りましたか。

佐藤委員長：みんなが出かけていかなければいけない回数は減るのでは。

両総事業所：そういうことです。例えば現在は分土工の操作は現地に行ってやらなければいけません、将来的には中央管理所の水管理システムで遠隔操作もできるようになるということで、そうすると、わざわざ改良区の職員が現地に出かけて行かなくて済みます。

佐藤委員長：ですから、減少要因としてはそれがあって、増加要因としては電気代が掛かるようになるということですね。それを両方一緒にして検討したら全体としては維持管理費は安くなるのでしょうか。

両総事業所：安くなると思います。

川口委員：そうすると、やたらにここに出ている市の人たちがすべて維持管理の合理化や、維持管

理費の軽減ができるということは、事業ももっとどんどんやっていけば、今までのような効果も更に出てきて、維持管理費の低減が期待できると捉えてよろしいですね。

両総事業所：そういうことで。はい。

川口委員： 分かりました。

佐藤委員長：その他に何か。

藤原委員： ここは両総用水というのがあって、その改修をして、水は幹線まではきているということですが、その先の関連事業は何年掛かるのかなという気もしてしまいます。

両総事業所：少なくとも国営事業で改修される施設については、耐用年数が延びて機能が維持されます。水は従来から来ていますが、今回の事業で2路線化することで、用水配分がより適切になるだとか、そういった効果は既に出てきているところです。さらに計画されている末端までパイプライン化といった関連事業がなされると、水田畑利用のほ場条件が整備されるといった効果が期待されます。

藤原委員： 関連事業が早く進むと、さらにいいんだけど。

両総事業所： ええ、そういうことですね。関連事業の推進につきましては、千葉県等と調整を随時図っておりまして、県の方も財政状況が厳しいということではあるんですけども、より全体の事業効果が発現されるように進めていきたいと考えております。

佐藤委員長： ちょっと時間が来てしまったんですけども、一言やはりお話をされたいという方がいらっしゃるかと思いますので。

北田委員： ちょっと一つだけ。前にちょっとお聞きすれば良かったんですが、この説明資料の3ページに受益面積の水田が14,000ヘクタール、畑の面積が4,410ヘクタールとなっていますけれども、これは色分けはしていないんですけども、これは水田の中に一部畑が点在し

ているというのか、ある程度畑地が別にあって、そこに用水を引いて、畑かん的なことを考えているのか、そこら辺の話がちょっとなかったので、分からなかったということで質問させていただきました。

次の4ページに、水田についていわゆる高度利用というのですか、いわゆる輪作体系なり、畑についてもこのような野菜、いも類、作付作物の安定化あるいは多様化というところが書いてありますが、そこら辺の畑の問題について分かる範囲内で、どのように理解したらいいのかというのをちょっとお聞きしたかったのですが。

両総事業所： 基本的には、九十九里平野では、水田の中に畑が点在するといった形でございます。島畑といって、水田の土をちょっと盛って畑をつくり、そこでいろいろな畑作物を作っているといたことがこの地域では見られまして、主にそういった島畑がここで言う受益面積としてカウントされていると理解していただければいいかと思います。

北田委員： そのためには畑云々じゃなくて、いわゆる水田の用水の利用の中で畑も同時にこういう形に……

佐藤委員長： いわゆる畑地かんがいというか、スプリンクラーを回すような畑地かんがいは無いんですか。

両総事業所： ちょっと補足しますと、元々九十九里平野は水が無かったものですから、少しでも水を得るため、他の人よりも田んぼを低くして、低くするために土を寄せて島畑にしたというのが元々の今ある畑のイメージです。

そういうことで水田の中に畑が点在しているものですから、基本的に畑かんというようなことは考えていない畑でございます。そういう歴史的なものがありまして、集団的に畑があるということではありません。

佐藤委員長： 畑地に関しては排水受益になっていると、そういう理解をしていいですか。

両総事業所： 用水受益です。

佐藤委員長：用水受益なんですか。

両総事業所：地域に供給された水を下から吸い上げるという考え方です。

佐藤委員長：それを用水受益と考えていいわけですね。

佐藤委員長：では、ちょっと時間も過ぎました。今のようなご意見を参考にしまして、最終的な調整を図っていただけたらと思います。

次回につきましては、第三者委員会の意見という形で、最後から2番目の欄を埋めることとなりますが、これにつきましては今日、原文を作成する余裕がありませんので、両地区とも私の方で委員の先生方の発言等を勘案しまして答申(案)を作成させていただいて、後でそれについて議論していただくという形でよろしいでしょうか。その際には、事務局の方にお手数をおかけいたしますけれども、連絡調整等よろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局： はい。事務局としましては、委員長と打ち合わせた上、各委員にお知らせをしまして、次回の委員会で調印するような形にさせていただければと考えております。

佐藤委員長：どうもありがとうございます。それではこれで議事を終わらせていただきまして、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局： 本日はお忙しい中、出席していただき、また活発な議論をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第3回第三者委員会を閉会いたします。

また、次回は最後となりますが第4回第三者委員会を、今回と同様に、ここ、さいたま新都心にあります関東農政局で7月31日月曜日の13:30から開催することを予定しております。